

第217回 国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会議事要旨

日 時：令和4年12月15日（木） 13時15分～13時35分

場 所：大会議室（Web会議）

出席者：金久議長、前田(明)、平川、原田、金高、田巻、濱田、前阪、山田、国重、中村(夏)、高井、中垣内、中本、高橋、前田(博)、安田、竹中、小澤、萬久、藤田、廣津、沼尾、北村、森(克)、関の各評議員

陪席者：秋元監事、小林監事、元明、佐々木、川崎、有馬(康)、川西、瀬戸口、竹下の各課長、有馬(規)監査室長、あべ松室長、仮屋蘭副課長

欠席者：和田評議員

議 事：

1. 第216回議事要旨確認

確認資料1に基づき原案どおり確認した。

2. 学長諮問

なし

3. 学長報告

- (1) スポーツイノベーション推進機構の室長及び各部門・室の兼務職員について
学長から、学長報告資料1のとおり、報告があった。

4. 審議事項

- (1) 教員（スポーツ人文・応用社会科学系：准教授）の昇任選考について
北村教員選考特別委員会委員長から資料1-1及び1-2に基づき昇任選考の経過の説明があり、投票による採決の結果、可とする票が過半数に達したため、候補者の准教授昇任が了承された。

- (2) 教員選考特別委員会の設置について

学長から資料2-1及び2-2に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

- (3) 外国人客員研究員の受入れについて

川崎国際・学術情報課長から資料3-1及び3-2に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答が行われた後、審議の結果、原案どおり了承された。

・客員研究員の居室や研究費については大学からの支給はなく受入教員が支援するのか。

→ 予算措置等の予定はない。基本的には受入教員による支援となるが、他に必要があれば受入教員からの申し出に応じて、当該委員会等で検討する。

5. 報告事項

- (1) 鹿屋体育大学登録商標の管理及び使用に関する細則の一部改正について

有馬研究・社会連携課長から、報告資料1に基づき報告があった。なお、報告資料1では細

則の施行日が空欄となっているが、令和4年12月14日に施行済みであることが申し添えられた。続いて、以下のとおり質疑応答がなされた。

- ・ SCCOTやExseedの登録商標の利用料などで収益を得ることはできるか。
- 特許であれば技術移転などで収益を得ることが可能だが、商標では難しい。

6. その他

(1) 次回の開催日程について

次回の教育研究評議会は、令和5年1月19日(木)13時15分から開催することとした。

以上